平成２８年（フ）第１７７号
北海道旭川市旭町１条17丁目2985番地の160
パークハイツ102号室
債務者　吉田　　希
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
北海道旭川市神居２条12丁目２番６号
債務者　加賀美より子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目36番38号
サードアベニュー佐鳴台Ⅱ　101号、前住所
静岡県浜松市中区蜆塚３丁目19番24号　D．S．L蜆塚103号
債務者　川本　鷹昭
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目３番３号ジュネスコーポ201
債務者　飯田　昌弘
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５７０１号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５－26―402
債務者　永原　昭彦
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７０２号
埼玉県川口市青木１丁目17―20
債務者　櫻井　　充
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７０３号
埼玉県新座市栗原５丁目９―27―202
債務者　中尾　陽平
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７０４号
東京都世田谷区駒沢２丁目59―３―301
債務者　吉峰　和哉
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７４４号
東京都足立区大谷田１丁目１－２―503
債務者　廣川美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６０号
東京都杉並区荻窪５丁目16―７―811
債務者　間普　　聡
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６５号
東京都文京区本郷４丁目30―５
債務者　豊田　佳祐
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６６号
東京都江戸川区船堀３丁目５－７―2306
債務者　坂主加奈子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７０号
東京都荒川区南千住３丁目41―２―1110
債務者　夏井　　亮（旧姓谷宮）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７１号
東京都世田谷区船橋４丁目４―19
債務者　坂田　和子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７２号
東京都世田谷区等々力２丁目22―13―202
債務者　内田美惠子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部